

「ふるさと祭り東京2019」和歌山県ブース等企画 運営委託業務に係る企画コンペティション実施要領

1 趣 旨

和歌山県では、「ふるさと祭り東京2019」に出展する和歌山県ブース「わかやま紀州館」（以下「わかやま紀州館」という。）において、より効果的な企画と効率的な運営業務を実施するため、企画運営委託事業者をコンペティション方式により選定する。

2 「ふるさと祭り東京2019」の概要

- (1) テーマ：日本のまつり・故郷の味
- (2) 期間：平成31年1月11日（金）～20日（日）10日間
- (3) 場所：東京ドーム（東京都文京区後楽1-3-61）
- (4) 会場構成：お祭りひろば、ふるさとステージ、にぎわい市（約300ブース）
- (5) 主催：ふるさと祭り東京実行委員会（フジテレビジョン、文化放送、東京ドーム）
- (6) 来場者：前回実績：421,413人/10日間
- (7) 入場料：前回実績 大人1,700円

3 「わかやま紀州館」出展の目的

首都圏での集客力に優れた標記イベントに出展し、和歌山県内の食品事業者が集って販売することで、来場者に向けて県産食品の情報を積極的に発信するとともに、和歌山県の自然と伝統文化が育んだ“食”的PRと販路拡大を目指す。

4 委託業務の内容

- (1) 「わかやま紀州館」の出展・運営準備
- (2) 「わかやま紀州館」の装飾及び運営
- (3) 「わかやま紀州館」への集客及び売上向上のための企画立案及び実施
- (4) 「ふるさとステージ」における食のPRイベントの企画及び運営
(詳細は別添仕様書のとおり)

5 委託上限額

金2,990,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるコンペティション

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10企画・広告・手配」、小分類が「4大会・イベント企画運営」に登載されている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者。

- オ 過去 5 年間に、国、地方公共団体等と、產品を P R 又は販売するイベント業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
- カ 食品流通課の要請に応じて、速やかに対応することが可能な者。
- キ ふるさと祭り東京実行委員会、県ベース出展者等関係者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者。

7 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

実施要領等に関する質問書受付締切	平成 30 年 7 月 25 日 (水)
参加申込書受付締切	平成 30 年 8 月 6 日 (月)
企画提案書受付締切	平成 30 年 8 月 17 日 (金)
審査会	平成 30 年 8 月 24 日 (金)
審査結果の通知	平成 30 年 8 月 30 日 (木) 予定

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

平成 30 年 7 月 25 日 (水) 17 時まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書（別紙様式 1）を FAX または電子メールにより「9 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あてに提出する。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び審査基準についての質問

※メールで提出する場合は、タイトル（件名）を「ふるさと祭り東京 2019 和歌山県ベース企画運営業務企画提案コンペティション質問」とすること。

ウ 回答

回答については、質問者に対し FAX または電子メールにより連絡するほか、必要に応じて和歌山県庁食品流通課ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/index.html>) 上に回答を掲載する。

(3) 参加申込書の提出

企画コンペティションに参加する意思のある者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・「参加申込書」（別紙様式 2）
- ・「会社概要及び類似事業受注実績」（別紙様式 3）
- ・「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し

イ 提出部数

各書類 1 部

ウ 提出期限等

提出期限：平成 30 年 8 月 6 日 (月) 17 時まで（必着）

提出先：「9 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること

- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする
- ・郵送の場合は、書留必着とする

(4) 企画提案書の提出

上記（3）の参加申込書を提出した者は、事前に次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式自由）

用紙は日本工業規格 A4 とし、当要領「4 委託業務の内容」に関する事項は必ず盛り込むこと。

・見積書（様式自由）

委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

なお、あて名は和歌山県知事とする。

イ 提出部数

企画提案書、見積書とともに 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

ウ 提出期限等

提出期限：平成 30 年 8 月 17 日（金） 17 時まで（必着）

提出先：「9 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること

- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする
- ・郵送の場合は、書留必着とする

エ 留意事項

（ア）上記ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

（イ）上記ア「見積書」の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

（ウ）審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

（5）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査に係る事項

（1）審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテ

ーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時・場所

平成30年8月24日(金)

和歌山県庁東別館5階 5-C会議室(和歌山市小松原通一丁目1番地)

(時間については提案者に別途通知します)

イ 企画提案の所要時間

各参加者30分以内(プレゼンテーション20分・質疑10分)とする。

ウ 注意事項

提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

提案された業務内容について、下記審査項目に基づき審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし最高点の者が複数の場合は委員により組織された審査会において合議により決定する。また審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(審査項目)

- ・県ベース装飾(インパクト、和歌山らしさ、一体感など)
- ・運営体制(連絡調整、人員、推進スケジュールなど)
- ・「ふるさとステージ」での食のPRイベント企画(県のPR、県ベースへの誘導など)
- ・費用

(4) 契約の締結

ア 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかつたときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(5) 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表する。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全部(著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。)は県に帰属する。

9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局 食品流通課 販売促進班 北詰

(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁東別館5階)

TEL: 073-441-2815

FAX: 073-432-4161

E-mail: kitazume_t0002@pref.wakayama.lg.jp